

不適切な事務処理に係る経緯

時期	内容
2023年11月～ 2025年1月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当時、精神保健福祉センターに勤務していた職員Aが、手帳等級などの審査結果を改ざんし、本来の等級などとは異なる手帳等を交付するなど不適切な事務処理を行っていた。
2025年1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健福祉センターにおいて、職員Aが不適切な事務処理を行っていた事実を確認。
2025年4月～ 9月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員Aが豊川保健所に異動後、「小児慢性特定疾患受給者証」の交付事務等について、決裁を経ずに1件の不適切な処理を行っていた。(受給者証の改ざんは行われていない。)
2025年9月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 豊川保健所から、本庁医療計画課に不適切な事務処理が行われていたことを報告。
2025年10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療計画課が、過去に職員Aが在籍した精神保健福祉センターに対し、職員Aによる不適切な事務処理の有無について確認を求めたところ、精神保健福祉センターから、2025年1月時点で不適切な事務処理の事実をすでに把握していた旨の報告があった。
2025年10月下旬 ～12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健福祉センターにおいて、職員Aが在籍していた2023年度、2024年度の手帳等に係るすべての事務処理について調査（調査対象件数：151,594件）をしたところ、手帳等級などの審査結果を改ざんし、本来の等級などとは異なる手帳等を決裁を経ずに交付するなど、計1,034件の不適切な事務処理が行われていたことが判明した。
2026年1月 ～本日まで	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神保健福祉センターは、手帳等の所持者を始めとする関係者への対応方針を検討し、対応の準備を行った。 ○ 精神保健福祉センターにおいて、専用ダイヤル開設の準備を行った。